

社会福祉法人五味島育成福祉会 役員報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五味島育成福祉会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規程に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 当法人の役員報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示又は理事会の委任を受け法人業務を行う場合、交通費の実費相当額を支給することができる。

(改 廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規則は、平成29年4月1日から実施する。